

建設業退職金共済制度取扱要領

- 1 契約担当者は、工事請負契約を締結した場合においては、請負金額にかかわらず建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の発注者用掛金収納書（別紙1。以下「収納書」という。）を当該工事を受注した建設業者（以下「受注者」という。）から提出させるものとする。
- 2 前項の収納書の提出期限は、工事請負契約締結後1か月以内とする。ただし、「工事請負契約締結当初は、工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない」等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、受注者があらかじめ発注機関にその旨を申し出たときは、この限りではない。
- 3 契約担当者は、前項ただし書の場合においては、受注者からその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により提出させるものとする。
- 4 契約担当者は、受注者から第2ただし書の申出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、受注者が共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出させるものとする。

なお、受注者から第2ただし書の申出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、受注者が共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申出させるものとする。
- 5 契約担当者は、工事完成届とともに建退共証紙貼付実績書（別紙1－2）を受注者から提出させるものとする。

なお、共済証紙の貼付等率が著しく低いときは、その理由を書面により申出させるものとする。
- 6 契約担当者は、共済証紙の購入状況を把握するために必要があると認められるときは、受注者又は勤労者退職金共済機構の建退共都道府県支部に対し、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めるものとする。
- 7 契約担当者は、共済証紙の購入について、受注者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すれば十分であることを留意するものとする。

なお、その的確な把握が困難である場合において、勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について（別紙2）」を受注者が参考にする際には、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、 $\frac{\text{当該値} \times \text{対象工事における労働者の建退共制度加入率}}{70\%}$ の値を参考とすべきであることに留意するとともに、受注者に対し、「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう求めるものとする。

- 8 契約担当者は、工事を発注するための現場説明書提示の際又は入札等の機会において、受注者が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、第1から第6までに掲げる事項のほか、以下の事項を説明事項として周知を図るものとする。
 - (1) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - (2) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に建退共制度の趣旨を説明するとともに、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付し、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入及び共済証紙の購入・貼付を促進すべきこと。
 - (3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の当該事務の受託に努めること。
- 9 契約担当者は、受注者が建退共制度へ未加入の場合は、理由を確認の上、必要と認める場合は、加入及び証紙の購入・貼付についての指導を行うものとする。
- 10 受注者で相当の理由なくして証紙を購入しないもの又は正当な理由なく証紙を貼付等しないものについては、指名において考慮できるものとする。
- 11 受理した発注者用掛金収納書は、建設業退職金共済制度証紙購入確認書（別紙3）に貼付し、処理するとともに、工事台帳備考欄に証紙確認年月日を記入の上、工事発注所管課等で保管するものとする。

(別紙1)

様式 3111

(取扱店→契約者)

掛金収納書

統括店番号

(契約者が発注者へ)

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号及び工事名を記入し、発注者（官公庁等）に提出するものです。
 なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いてください。

共 済
 契約者番号

契約者氏名

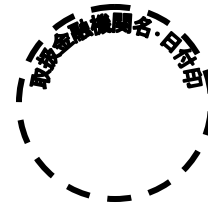
(法人または事業主名)

電話番号

殿

証紙枚数	1日券	枚	1枚当たりの販売価格	円	金額									円
	10日券	枚	1枚当たりの販売価格	円	金額									円
この「掛金収納書」は領収書と同様の扱いのため、再発行はできません。					合計金額									円

勤労者退職金共済機構
 建設業退職金共済事業本部



契約者記入欄	発注者名	元請契約の工事番号および工事名

(別紙1-2)

課長	課長補佐	係長	担当

大館市長 様

建退共証紙貼付実績書

報告日 平成 年 月 日

工事名					受注者	印			
工期	自	平成	年	月	日	被共済者数	人	延べ就労日数	日

購入		貼付(自社分)			払出(下請分)				証紙残枚数
購入年月日	購入枚数	貼付年月日	被共済者数	共済手帳への証紙貼付枚数	払出年月日	下請名	被共済者数	払出枚数	
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚	枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚	枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚	枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚	枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚	枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚	枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚	枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚	枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚	枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚	枚
合計	枚	合計	人	枚	合計		人	枚	

以上のとおり報告致します。

(別紙2)

共済証紙購入の考え方について

下記は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものである。

従って、これを実際に活用する際には、

下記に $\left[\frac{\text{対象工事における労働者の加入率 (\%)}}{70\%} \right]$ を乗じた値を参考とすること。

工事種別 総工事費	土 木					
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他土木
1,000～ 9,999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～ 49,999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～ 99,999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建 築		設 備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
1,000～ 9,999 千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～ 49,999 千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～ 99,999 千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999 千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000 千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注) 総工事費とは、請負契約額（消費税相当額を含む。）と無償支給材料評価額の合計額をいう。

(別紙3)

確認年月日	確認欄	課長	補佐	係長	課僚	係
平成 年 月 日						
建設業退職金共済制度証紙購入確認書						
下記工事についての建設業退職金共済制度証紙の購入を掛金収納書により確認する。						
工 事 名						
契 約 額						
契 約 年 月 日						
受 注 者						
証紙額/契約額 (%)						
特 別 の 事 由 等						

(掛金収納書貼付)